

様式第3号(第8条関係)

「第2次みどり市総合計画(素案)」パブリックコメントの結果

☆意見等の募集期間：平成29年11月13日(月)～平成29年12月12日(火)

☆意見等の受付件数：1人 1件

(提出方法の内訳：持参 1人)

1 ご提出いただいた意見等を内容により整理し、意見等の概要を掲載します。

(1) 基本計画の施策についての意見

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>施策5-3 住宅・土地の利活用促進 基本事業4 公営住宅の管理</p> <p>大間々町10区にある公営住宅(戸建て住宅)は、かなりの数の住宅が取り壊され、歯抜け状態の空き地が目立つ。雑草の繁茂による生活環境の悪化や防犯上・防火上の心配もあるので、これらの空き地の跡地利用について考え方・方向性を記載して欲しい。</p> <p>定住人口の増加対策として、公営住宅跡地の有効利用が必要と考える。</p>	<p>総合計画では、公営住宅の管理について、「良好な公営住宅が過不足なく提供され、適切に維持管理されることを目指して、需要に応じた適正規模で維持管理していく」という大きな方向性を示しています。</p> <p>詳細な方針や具体的な取り組みについては、個別計画を作成し進めており、ご意見にあるような建築年数が古く老朽化した公営住宅の取り壊しについても、既存の個別計画(みどり市市営住宅長寿命化計画)に基づいて実施しています。</p> <p>今後も計画的な取り壊しと適切な跡地管理に努めますが、来年度以降、同計画の見直しも予定しており、近年の人口減少傾向などを踏まえた公営住宅の適正規模について改めて検討する予定です。跡地の有効活用については、その方針と併せた検討が必要であることから、総合計画に位置づけた「遊休資産の活用」や「定住促進」等の方針も踏まえて取り組みを検討して参ります。</p>

☆問い合わせ先：総務部企画課

TEL：0277-76-0962

FAX：0277-76-2449

電子メール：kikaku@city.midori.gunma.jp